

## 本願寺の年中行事

草野 頤之

I

本願寺の年中行事を、直接歴史研究の対象とした論考は、従来より余り多いとは言えない。そんななかで、堅田修氏の「真宗教団における儀礼―特に法会について―」及び「真宗教団と民俗信仰」、並びに佐々木孝正氏の「本願寺教団の年中行事」は、本格的論考として注目されねばならない。

まず、堅田修氏は本願寺年中行事に、通仏教的行事のうち修正会・彼岸会・盂蘭盆会だけが、何故、年中行事として取り入れられ、涅槃会・灌仏会・成道会などが採用されなかったかの理由を考察された。そして前三者は「仏教的儀式によつていとなまれる仏教行事ではあるが、本来は、我が国固有の信仰習俗によつて成立した法会」であると規定し、真宗を受容した「庶民」の「固有習俗にもとづく法会」に則して、「この機会に法聞し、仏恩報謝の念仏をするように、門徒の間にある生活感情にアピール」するため、本願寺に取り入れられた事を明らかにされた。

次に佐々木孝正氏は、本願寺の年中行事を、(1)本願寺独自の行事、(2)通仏教的行事、(3)非仏教的行事、の三類に区別し、堅田氏が分析されなかった(1)本願寺独自の儀式である、宗祖親鸞・本願寺歴代の祥月・命日、法然・聖徳太子の祥月等においては、斎・非時という共同飲食が重要な意味を持っていたと指摘した。それ

て、共同飲食という行為は、日本の民族的な伝統宗教の中核に存在することを述べた上で、本願寺がそれを取り込み、「真宗的な意味転換」をはかったのが、本願寺における斎・非時であった事を明らかにされたのである。

この両者の研究によつて、仏教行事に限っていえば、本願寺の年中行事が、日本における仏教・宗教行事全体のなかで、どのような系譜に属するのが明らかになったのであり、本願寺年中行事研究の先駆けとして重要な意義を認めなければならない。しかしながら、このような研究がその後十分に継承されなかったのは、その方向が、本願寺年中行事を通仏教的年中行事や一般社会の年中行事のなかに普遍化して説明しようとする事にのみ限定されていたため、本願寺教団史との関わりが余り意識されていなかった事によるのではなからうか。

II

ところが近年、一向一揆研究や本願寺教団史研究の視点から、再び年中行事への関心が高まっている。

すなわち金龍静氏は、『卅日番衆』考において、戦国期本願寺教団の統制組織である卅日番制度の分析を行い、それが本願寺直参身分の坊主衆が、毎月廿八日の宗祖の命日を交替日として、一ヶ月間御堂の警護にあたる制度であることを明らかにし、卅日番を勤めることが直参身分を保証する宗教行事役としてあったことを指摘した。この研究は、卅日番の実態を明らかにした事は言うまでもないが、それ以上に、戦国期本願寺の教団統制原理が宗教行事に深く結びついている事を初めて具体的に指摘した意味において重要であった。

次に早島有毅氏は、「戦国期本願寺の『頭』考」において、先にあげた佐々木氏が問題にした宗祖・歴代の祥月・命日に催される齋を取り上げ、教団史的視野から再度検討を加えた。すなわち氏は、齋会を催すにあたって、それに要する経費の全てを負担する頭人は、それぞれの歴代と直弟関係をもつ門徒が、地域的なグループを作って担当するものであったことを明らかにし、この頭制度は戦国期本願寺の収納制度上、大きな役割を果たしただけでなく、教団統制の制度としても機能していたと指摘した。この論考は、金龍氏の視点を継承しつつ、教団組織と宗教行事との密接な関係をさらに深く追及したものと評価できよう。

さらに草野は、この両者の研究を踏まえて、「戦国期本願寺坊主衆組織の一形態―『定衆』・『常住衆』の位置―」を発表し、卅日番制度や頭制度等により、本願寺に組織される坊主衆は、年中行事に参加する時の座次によって自己の教団内における身分を確認し、かつその身分に所属している実感を得たのであると考え、その際坊主衆の最上位に座し、彼らの座次を司る役を勤めた定衆・常住衆の存在形態を分析するとともに、その歴史的意義に言及したのである。

これら三つの研究においては、それぞれ三つの制度の完成期を証如宗主の天文期に求めていることにおいて一致している。さらに、天文期の年中行事を『天文御日記』『私心記』によって見てみると、後にまで継承されていく年中行事が、この時期既に確立している事を確認できる。以上のことから、証如期に見られる本願寺の集権的宗主権の確立が、これら諸制度と年中行事の有機的なつながりに依り生みだされたことを示唆していると言えよう。

そこでここでは、この三つの制度が始まり、それに対応して年

中行事が定まる時期と、その教団史的意義を検討してみたいと考えている。

### Ⅲ

まず卅日番衆については、すでに蓮如に番衆の御文があつて、蓮如期に始まったとみてよい。しかしながら、それが後のように直参身分を保証する宗教行事役としてあつたとは思えない。

次に頭制度であるが、報恩講期間の齋に際しては、やはり蓮如期にその存在を認めることができるようであるが、後の様に歴代の祥月・命日にまで、これを勤める門徒団がこの時期形成されていた痕跡は見られない。

最後に定衆・常住衆制度は、山科本願寺時代に始まったことは確認できるものの、その初源を尋ねる手掛りはない。

以上のように、これら三制度の成立期は、おおまかに蓮如と実如期と言えるようであるが、その幅は大きく、明確な時期を限定することは出来ない。そこでここでは逆に、年中行事の成立時期を探ることに於いて、これら諸制度の成立期を想定できるのではないかと考えていきたい。

そこで本願寺における年中行事の成立を探っていくと、寛如によって親鸞廟堂が寺院化されたとき、すでに何らかの儀式が催されていたことは容易に想像される。しかし蓮如以前の儀式は、天台宗の儀式であつたとも、浄土宗の色彩を帯びていたとも言われている。それを本願寺独自の行事と作法とに変えていったのが蓮如であつた。

それでは蓮如期に年中行事が確立したのかといえ、そうとも断言できない。すなわち『山科御坊之事並其時代之事』や『本願

『寺作法之次第』を見ると、蓮如期とその後の実如期とは、採用された儀式の違いや、儀式の勤めかたの違いが、まま見られるからである。

そこで次に、年中行事確立の指標となる、年中行事記成立の時期を探っていくと、その初見として『永正十七年元旦ヨリノ儀式』に到達する。

『永正十七年元旦ヨリノ儀式』は永正十七年に記された簡単な年中行事記に、追筆によって詳細な儀式の進め方や荘嚴の方法等が記された書で、実際に毎日利用されていたと思われる事から、当書の御堂衆の一老によって記された年中行事記であるかと思われる。

この書を詳細に検討してみると、通仏教的行事としては、修正会・彼岸会・盂蘭盆会等が見られ、さらに本願寺独自の行事としては、宗祖を初めとする歴代の祥月・命日や報恩講等が記されていて、天文期の御堂における年中行事と、おおむね変わらない。

さらに、卅日番制度、頭制度、定衆・常住衆制度との関連をみてみると、卅日番制度とのつながりは窺えないが、頭制度との関連において、四月廿四日紳如祥月の条に、頭人の存在が記されている。これは歴代の祥月・命日に頭人がいたことを示す初見の史料として貴重であると思われる。

また定衆・常住衆制との関連においては、なにも見るところはないが、定衆・常住衆制度が山科本願寺時代に成立したという記事と時期的には符合するのである。

しかしこのように先の三制度との具体的関連記事は余り見られなくとも、このような天文期の年中行事と殆ど変わらぬ内容を持つ、年中行事記の成立の事実こそが、かかる制度と年中行事との

一体化により実現しうる教団統制の開始を示唆していると思われる。

#### IV

そこで最後に、この永正十七年という時期が、本願寺教団にとつていかなる意味を持った時期かを考察してみよう。

明応八年に継職した実如は、永正三年に所謂永正の錯乱という教団の危機を乗り越え、以降は教団組織の強化に努めていったものと考えられる。そしてこの時期は実質的な住持職を法嗣円如に譲り、この円如が実如の意を帯して教団改革に乗り出していたのである。

そこでこの期の、円如の業績を見てみると、永正十五年の三条捷發布に始まり、同十六年の一門一家制制定、さらには時期は特定できないものの、永正年間における新坊建立禁止令等、教団制度の制定・改革が強力に推進されている様子が窺える。

これと歩調を合わせる様に、儀式的な側面でも、本願寺家臣下間氏の子供を、小原流声明師に弟子入りさせて稽古を積ませ、本願寺声明の確立に務めたり、依用すべき聖教を親鸞・覚如・存覚の述作と、選択集に限ることに定め、聖典の確立を行った。このうち声明確立の時期は不明確であるが、聖典確立については、永正十七年に記された願得寺実悟による『聖教目錄聞書』（城端善徳寺所蔵）が現存しており、この頃であったことが推察される。

さらに円如は、宗主に上納する礼銭額を制定する等、寺務的側面でも改革を行っている。

金龍氏は円如による聖典の確立を高く評価し、これによって本願寺教団が、「宗」として確立したと言われるが、ここにあげた

事柄を総合的に評価すれば、教団制度の確立が宗教行事・儀式の確立と一体化して推進されている事が明かとなるのである。すなわち永正十七年頃を画期として、本願寺教団は大きな転換を遂げ、天文期に見られるような強力な宗主権に基づき、集権的教団体制確立へ向かって歩みを始めたと思括できよう。

このように、『永正十七年元旦ヨリノ儀式』に代表される、本願寺年中行事の成立は、教団統制の諸政策と連動して生みだされた側面が強く、少くとも中世の本願寺教団の年中行事を考える時には、このような視点から考察されなければならないと思われるのである。

## トーマス・マンとパロディー

禿 憲 仁

「パロディー」は「イロニー」同様トーマス・マン文学を特色づけ、同時にその基盤となる創作技法上の問題として、しばしば論究されてきている。本稿では主に「パロディー」一般と『詐欺師フェーリクス・クルルの告白』(Bekenntnisse des Hochstaplers Felix Krull) (以下『クルルの告白』と記す。)にみられるマンのパロディーを中心に論を進めていく。

今日の情報社会のなかで、我々がパロディーという言葉、或いは文字に触れる機会が多い。「これは何某かのパロディーだ。」などと意識させられることもしばしばである。というのもパロディーが機知に富んだユーモラスな一表現法として様々な領域において好んで用いられているからである。しかし、その場合、一つの前提条件がある。つまり、パロディーの対象となる既存の素材が知名度の高いものに限定されてくるということである。神話、伝説、聖典、諺、箴言、それに著名な作家、詩人、画家等の傑作がパロディーの対象になり易いのはその条件をよく満たしているからと言える。そして既存の素材とパロディーとの落差、またパロディーによって引き出された素材の意外な側面から滑稽が生ずる。対象となる素材が余り知られていない場合、パロディーがパロディーとして全く理解されないか、一部の人にしか理解されないかのいずれかである。パロディーがパロディーとして理解されないということは、パロディー自体が遊離した存在となり、充分